

**令和3年度公益財団法人ソフトピアジャパン  
スマートワーク普及イベント委託業務 仕様書**

1. 目的

岐阜県内の企業が、今後の企業活動に必要となるデジタル化、DX（※1）に対する理解を深めるための情報提供を行い、それらに取り組む意欲を高める各種イベントを行う。

2. 内容

契約日から令和4年2月10日までに、下記の要件に適合し、財団の了解を得たセミナー、及びワークショップについて開催、運営業務を行うこと。

（イベント内容）

(1). セミナーのテーマと開催時期

- ・ 講演内容は岐阜県内の企業の経営者や役職者を念頭に置いたものとし、下記テーマ毎にセミナーを開催すること。

① テーマ：コロナ禍でも企業を存続させる DX 方法

キーワード：DX、開催時期：7月頃、開催場所：岐阜県内

② テーマ：コロナ禍における柔軟な働き方の導入方法

キーワード：スマートワーク（業務環境のデジタル化）

開催時期：10月頃、開催場所：各務原市内

③ テーマ：コロナ禍における新しい顧客インサイト把握の方法

キーワード：デジタルマーケティング（顧客接点のデジタル化）

開催時期：12月頃、開催場所：美濃市内

- ※ 講演タイトル、日時、場所、会場等は、提案内容をふまえて財団と別途協議の上、決定すること。

(2). 講師要件

- ・ 上記のテーマ毎に1回以上開催し、テーマ毎に適切な講師を1人以上招聘すること。
- ・ 大学教員、DX・デジタル関連担当の官庁職員、DX等の支援を行うコンサルティング企業等に、在籍又は在籍したことがある者で講演等の経験を有すること。（※2）
- ・ それぞれのテーマにおける知見又は実績を十分に有していること。（例：書籍、論文・報告書等の発表・編集経験、3年以上の実務経験等）
- ・ 講師がコンサルティング企業以外の営利企業に在籍している場合は、セミナー時に営業行為が行われないようにするか、別の講師を合わせて招聘すること。
- ・ 講演内容について、インターネット配信可能なこと。

- ※ 採択決定後、契約締結までに講師の変更を求める場合、及び、財団等が別途、講師を招聘する場合があることに留意すること。

(3). セミナー要件

- ・ 1回当たり 75-120 分程度とし、参加者との質疑応答を含めること。
- ・ 岐阜県内からのセミナー参加者数が、延べ90名を超えるようにすること。参加者数が満たない場合は、財団と協議の上、セミナーを追加して実施すること。
- ・ インターネットによる配信ができるようにすること。
- ・ 緊急事態宣言等が発令された場合等に備え、オンラインでの開催ができるようにすること。

(4). ワークショップ要件

- ・ セミナーテーマの①もしくは②について 120 分以上のものを 1 回以上、岐阜県内で開催すること。
- ・ 参加者は 10 名以上とすること。
  - ※ 事例や導入モデルの解説を含むこと。
  - ※ DX やスマートワーク導入のために必要な経営課題等の分析、若しくは、企業活動により収集される各種のデータの見える化、解析・分析する方法を含むこと。
- ・ 緊急事態宣言等が発令された場合等に備え、オンラインでの開催もできるようにすること。

(付随業務)

(5). 企画書の提出

- ・ 契約締結後速やかに財団と協議を行い、イベント毎の詳細、及び事業スケジュールを確定し、財団に書面で報告すること。

(6). 募集資料の制作、配布、掲載等

- ・ イベント参加者募集のリーフレットを 500 部以上作成し、財団に納品すること。
- ・ リーフレットは参加者募集期間内に県内 1000 社以上に配布もしくは、同等以上の宣伝効果がある刊行物、オンライン広告、放送等の方法で宣伝すること。
  - ※ 受託者が自社メディアを有している場合、権利保有者及び財団から許諾を得らえる範囲で、イベント取材し、自らの経費で自社コンテンツとして公開可能とする。

(7). 参加者の募集

- ・ 参加者から、任意の方法で申込みを受け付け、参加希望者リストを作成し、イベントの 2 週前、1 週前、3 日前、前日に財団に報告すること。
- ・ 参加者希望者の属性（氏名、連絡先、在籍組織、役職）の情報収集を行うこと。
- ・ 参加者に必要なイベント情報を提供し、また参加希望者の問い合わせに対し、一両日中に対応すること

(8). イベントの準備とイベント運営

- ・ イベントの準備と運営に必要な人員、機材、会場等を用意すること。
- ・ コロナ対策後、40人以上入場可能な会場を用意すること。  
※ 採択決定後、契約締結までに会場の変更又は財団が指定する場合があることに留意すること。  
※ 参加希望者が施設定員の1/2を超える場合は、財団と協議の上、別途会場を変更させる場合があることに留意すること。
- ・ 参加者及び関係者全員に対して、適切な感染症対策を実施すること。(※3)
- ・ 適切な音響映像機器を準備すること。
- ・ 参加者へ講演資料等を印刷、配布すること。
- ・ 参加者の満足度アンケートを実施、結果を集計すること。  
※ アンケート項目は、別途、財団協議の上、決定すること。

(9). インターネット配信

- ・ 必要な人員、機材等を用意し、適切に配信すること。
- ・ 配信内容は、録画し、イベント終了後に提出をすること。  
※ 配信方法(ライブ配信、録画配信)、プラットフォーム等については、契約前に別途財団と協議の上、決定すること。(※4)

(10). イベント毎の報告書提出(納品物)

- ・ イベント終了後、速やかに報告書、及び録画データを財団に提出すること。  
※ 報告書の内容は、イベント概要、スケジュール、講師略歴、募集方法、イベント時の写真、表示・配布資料、参加者属性、アンケート集計結果、等とすること。

3. 費用

- ・ 見積額には、本仕様を実施するために必要なすべての経費を計上することし、財団は受託者に支払う契約金額以外のいかなる負担も行わないこと。
- ・ 受託者の瑕疵による損害、係争が生じた場合は、事態を収拾するために必要な費用を受託者が負担すること。
- ・ 財団は、全ての業務が完了し、納品物の確認後、正当な請求書を受領した日から30日以内に、指定された口座に契約金額の振込をする。

4. その他

- ・ 法令を遵守し、個人情報の保護に必要な措置を行うこと。
- ・ 委託業務終了時に、本事業で収集した個人情報を破棄すること。
- ・ 受託者は、財団と協議の上、契約金額の範囲内で実施内容を拡充することができる。
- ・ 本仕様に記載していない事項及び特段の状況が発生した場合は、両者協議の上、決定するものとする。

※1 経済産業省がHPに公開している「DXレポート2 中間とりまとめ」(デジタルトランスフォーメーションの加速に向けた研究会)を参照してください。

[https://www.meti.go.jp/shingikai/mono\\_info\\_service/digital\\_transformation\\_kasoku/20201228\\_report.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/digital_transformation_kasoku/20201228_report.html)

※2 大学、公官庁等から講師を招聘する場合、必要があれば財団からの依頼書を発行可能。

※3 具体的な対応策については「コロナ社会を生き抜く行動指針」(岐阜県)を参照してください。<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/27069.html>

※4 本業務のため財団が保有する機材 (Blackmagic Design 社製 ATEM Mini Pro ISO、Pocket Cinema Camera 4K (14-42mm レンズ付) 2 台) を、担当者同席の上で使用可能です。